

令和6年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年1月16日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年1月16日	9時30分	議長	重松一徳	
	閉会	令和6年1月16日	10時53分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	欠	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
7番	松 石 健 児	出				
会議録署名議員	2番	水 田 志 保		3番	中牟田 文 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 北 川 統 子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松 田 一 也		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	副 町 長	酒 井 英 良		税 務 課 長	古 賀 満 宏	
	教 育 長	柴 田 昌 範		福 祉 課 長	戸 井 竜 二	
	総 務 課 長	平 野 裕 志				
	企 画 政 策 課 長	亀 山 博 史				
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 令和 5 年度基山町一般会計補正予算（第 9 号） |

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和6年第1回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、水田志保議員と中牟田文明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第1号を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、令和6年第1回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

「議案第1号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第9号）」についてでございます。

今回、補正予算として1億8,562万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも96億2,850万4,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案第1号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第9号）につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,562万3,000円を追加し、予算総額を96億2,850万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に1億8,562万3,000円の増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款 民生費に1億8,562万3,000円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきましては事業別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、8目 総務費国庫補助金、1節 総務費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,562万3,000円の増額をお願いしております。低所得者支援及び定額減税補足給付金の給付事業に係るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、12節 委託料に基幹系情報シ

システム改修業務委託料423万1,000円の追加をお願いしております。給付金の支出に伴うシステム改修を行うものでございます。

次に、18節．負担金補助及び交付金に物価高騰対応重点支援給付金3,900万円の増額をお願いしております。令和5年度の住民税非課税世帯に18歳以下の児童がいる世帯につきまして、児童1人当たり5万円の加算給付、それと、令和6年度におきまして新たに住民税非課税世帯となる世帯に対し、世帯に10万円と児童1人当たり5万円の加算給付を行うものでございます。

同じく18節．低所得者支援給付金6,750万円の追加をお願いしております。こちらは令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、世帯に10万円の給付と児童1人当たり5万円の加算給付を行います。また、令和6年度におきまして新たに住民税均等割のみ課税世帯に対しまして、世帯に10万円の給付と児童1人当たり5万円の加算給付を行うものでございます。

同じく18節．定額減税補足給付金、こちらに7,000万円の追加をお願いしております。こちらにつきましては、令和6年度に実施されます定額減税の可能額が令和6年所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方に対しまして、不足額の給付を行うものでございます。

続きまして、議案資料の2ページから4ページに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の制度の概要を掲載しております。また、5ページから7ページに各事業の事業説明書を掲載しております。

引き続き、各担当課から内容の説明を行ってまいります。

財政課からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

それでは、低所得者支援及び定額減税補足給付金について、少しお時間をいただきまして、企画政策課のほうから説明をさせていただきます。

財政課長と説明が重複しますが、資料の2ページ、3ページ、4ページを御用意させていただきました。まず、2ページ、3ページで御説明をさせていただきたいと思いますので、資料のほうをよろしくお願いたします。

それでは、2ページ、3ページ、どちらを見ても結構ですので、どちらか御覧になっていただければと思います。

まず、2ページの左側の丸囲みの数字と3ページの丸囲みの数字はリンクするように作っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、①の住民税均等割非課税世帯への給付でございます。こちらは12月議会の追加議案において提案をさせていただきまして、住民税均等割非課税世帯への7万円の追加給付ということでございまして、現在、福祉課のほうで実施をしております。夏の3万円と合わせて、この7万円の追加給付で合計10万円ということになっております。

以下、②から⑤が今回臨時会において予算計上、予算提案をさせていただいております事業になります。

まず、②でございます。住民税均等割のみ課税世帯への給付では、令和5年度の個人住民税において均等割のみを課税されている世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

それから、③の低所得者の子育て世帯への加算【こども加算】につきましては、①の住民税均等割非課税世帯、住民税がかかっていない世帯、それから、②の住民税均等割のみ課税世帯、住民税の均等割だけがかかっている世帯、こちらに該当する世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいらっしゃる世帯を対象として、児童1人につき5万円を加算して給付するものでございますので、②と③はセットで、こども加算だけが行われるということではなくて、セットで加算給付がされるものでございます。

この②と③の給付金につきましては、令和6年2月から3月、今年の来月、再来月をめどに給付を開始したいと考えているところでございます。

次に、④でございます。④は令和6年度の個人住民税において、次年度の住民税において、まず、(1)として新たに住民税の均等割が非課税となる世帯、それから、(2)として、新たに住民税の均等割のみが課税される世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。さらに、③のこども加算もこちらに加算して適用されることとなります。

前年度に、ここでいう前年度は今年度、令和5年度に給付金の対象とならなかったけれども、令和6年度に新たに対象となる世帯に対しての給付となりますので、給付金の内容そのものは①、②、③と変わらないということで御理解いただければと思います。

ここまでが低所得者支援に係る給付金の概要となります。

次に、⑤でございます。定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付、こちらは調整給付というふうに言われますけれども、こちらにつきましては、まず、1人当たり4万円の定額減税ということで政府のほうが出しているものでございますけれども、令和6年分の所得税並びに令和6年度分の個人住民税から減税がされることとなっておりますけれども、定額減税可能額が減税前の税額を上回る納税義務者、つまり納税額が4万円に満たない方など、減税し切れないと見込まれる方の所得税、住民税の納税義務者に対しまして、不足分の給付を行うものでございます。4万円の減税がされるけれども、自分は2万円しか納税がないという方は2万円を追加で給付すると。4万円の減税という政策に不公平が生じないようにということで行われるものでございます。

ここまで整理しますと、①は既に予算化して事業実施中でございます。②から⑤につきましては、令和5年度中にまず自治体での予算化が必要となってくるものでございます。特に、②と③につきましては、令和5年度中に給付を行う必要がありますので、本町におきましても、今臨時会において予算計上をさせていただいているところでございます。

④、⑤につきましては、予算化をさせていただいた後に次年度予算への繰越しをお願いすることになると思いますけれども、⑤につきましては、最終的に事業が完了するのは令和6年中の所得税額が確定する令和7年3月頃となる見込みとなりますので、来年3月の確定申告の時期に最終的に所得が確定して納税額がどうなのか、それによって調整給付が多かったのか少なかったのかということが判明しますので、来年度ぎりぎりまで事業が続くものというふうに考えているところでございます。

資料4ページを御覧ください。

こちらは⑤の定額減税し切れないと見込まれる方への給付についての詳細資料となります。こちらは国の資料を引用させていただいておりますけれども、①から④までが世帯単位での給付であったのに対して、こちらの⑤は個人の納税義務者単位での給付となるということがまず大きく違うところでございます。

定額減税の対象となる方は、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下、こちらは年収2,000万円以下に相当します。こちらの方で1人当たり4万円の減税ということになっております。減税額の内訳につきましては、所得税分が3万円、個人住民税分が1万円となりまして、本人及び生計を同じとする配偶者や扶養親族の数を掛けた額が定額減税可能額、総額となります。モデル世帯といたしまして、配偶者とお子さま2人いらっしゃる4人家族

の場合は4万円掛けるの4人分の16万円が納税義務者から減税されるというふうに御理解いただければと思います。

この定額減税可能額を算出するに当たりましては、国税である所得税、それから、地方税である個人住民税の算定方法が異なりますので、それぞれ個別に算出を行い、定額減税し切れないと見込まれる方には調整給付額として1万円単位に切り上げて不足分、減税し切れなかった額を給付することとなっております。1万1,000円足りないという場合は2万円を給付するというような切上げ方式での給付となります。

また、所得税分の定額減税可能額につきましては、先ほど申しあげました確定するのがまだ先ということになりますので、令和6年分ですね、今年の合計所得を想定して可能額を算出いたします。そして、令和6年分の所得が確定しますのが来年3月頃となりますので、その時点で再度算定をして、定額減税額に不足が生じている場合は追加で調整給付を行うと。再度また給付を行いなさいということで国のほうが示しているところでございます。

最後になりますけれども、再度3ページに戻っていただきまして、よろしくお願いたします。

低所得者支援と定額減税補足給付金についての併給、重複についてでございます。こちらは制度が重複してまいるところがございますので、簡単に図を作っております。

低所得者支援につきましては、令和5年度分と令和6年度分が同じ内容ということで申しあげました。対象世帯はどちらかの年度での給付というふうになりますので、こちらは併給や重複は認められません。どちらかで受けられたら、どちらかだけということになります。令和5年度の住民税が非課税、または均等割のみ課税世帯で10万円給付を受けた世帯が次の年度でも再度非課税や均等割のみ課税となった場合でも、こちらは新たな非課税世帯にはならないということで対象外となります。

一方で、低所得者支援と定額減税補足給付金の併給、重複は認められているということになります。こちらは令和5年度の住民税が非課税だった、均等割のみ課税世帯であった場合、当然10万円の給付を受けられるんですけども、令和6年度になって、今年に入って所得の状況が改善して、就職をされたであったり、納税する一定水準の所得を得るようになったというような場合に、納税義務者と新たになった場合、こちらは定額減税の対象、権利を有するようになりますので、前年非課税世帯で10万円を給付されていたとしても、令和6年に所得状況が改善して定額減税の対象となり得ると。そこは排除しないとなっておりますので、

補足給付金を受給されるということで、併給、重複が認められるということで、図にすると、横は駄目だけど、縦の重複はオーケーということで簡単に御理解をいただけるかなというふうに思っております。

以上、概要の説明はこのようになりますけれども、5ページ以降の事業説明書について、またさらに各担当課から事業内容の説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは続きまして、議案資料5ページをお願いいたします。

まず、5ページ目、物価高騰対応重点支援給付金事業でございます。

今年度から事業を開始しまして、来年度まで継続する事業となっております。

事業対象は住民税非課税世帯となっております。

事業計画・内容の概要としましては、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、今年度、既に1世帯当たり10万円の給付を行っているところでございます。こちらの内訳としましては、当初3万円を給付いたしまして、その後、12月補正にて7万円を追加しまして、今年度の合計が10万円という形になっておるものでございます。今回、新たに当該世帯に18歳以下の児童がいる場合について、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。また、令和5年度に対象とならなかった世帯のうち、令和6年度新たに対象となる世帯に対しまして、令和5年度と同様に1世帯当たり10万円及び18歳以下の児童1人当たり5万円の給付を行います。

令和5年度の対象者は、基準日が令和5年12月1日となっております。こちらにおいて本町の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度住民税非課税の世帯、また、令和6年度の対象者は基準日、こちらにつきましては後日国のほうから示される日となっております。そこで新たに対象となる令和6年度住民税非課税の世帯となっております。

予算の積算としましては、令和5年度分が対象となる世帯の児童加算分としまして5万円掛ける230人の1,150万円、令和6年度分が対象となる世帯を250世帯見込んでおりまして、10万円掛ける250世帯の2,500万円、さらに、児童加算分として5万円掛ける50人の250万円

としておりまして、一番下段に歳出の部分がございまして、歳出欄の3款1項1目18節の3,900万円が給付金の合計額となっております。

現状等につきましては、住民税非課税世帯に対して給付金を給付することにより生活資金の支援を行うものでございます。

給付方法としましては、まず、基山町から給付対象者に対して確認書を送付いたします。給付対象者において必要事項を記入の上、返送いただき、内容を審査後に給付対象者の希望する口座へ給付金の振込を行う流れとなります。

今後のスケジュールとしましては、現在、対象者の抽出から確認作業、それから、確認書類等の作成を行っているところでございます。通常であれば国のほうから事務レベルでの給付事務における注意点等の情報が下りてくるところでございますが、現在のところその情報がまだ下りてきておりません。その辺りの内容が確認でき次第、早ければ早速今月中にも確認書のほうを送付いたしまして、来月から順に振込ができればと考えておるところでございます。

総事業費は事務費等も含めまして4,002万6,000円、財源としましては、全額国費となります。14款2項8目1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に4,002万6,000円、歳出としましては、事務費等のほか、3款1項1目18節、物価高騰対応重点支援給付金3,900万円を含めまして、歳出の合計4,002万6,000円を計上いたしております。

5ページの詳細説明につきましては以上です。

続きまして、6ページのほうに移らせていただきます。

次が低所得者支援給付金事業でございます。

こちらから今年度から事業開始、来年度まで継続する事業となっております。

事業対象は住民税均等割のみ課税世帯でございます。

住民税均等割のみ課税世帯は今年度実施している給付金の対象に入っておりませんでした。当該世帯においても物価高騰による家計への影響が大きいことから、今回、新たに1世帯当たり10万円を給付するものでございます。さらに、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合は児童1人当たり5万円を加算いたします。また、令和5年度に対象とならなかった世帯のうち、令和6年度新たに対象となる世帯に対して、令和5年度と同様に1世帯当たり10万円及び18歳以下の児童1人当たり5万円の給付を行います。

令和5年度の対象者は基準日が令和5年12月1日となっております、こちらにおいて本町の住

民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯、また、令和6年度の対象者は後日国から示される基準日において新たに対象となる令和6年度住民税均等割のみ課税世帯となっております。

こちらの対象者の詳細につきまして追加資料のほうを出させていただきますので、追加資料の1ページをお願いいたします。

今回、給付金の対象は、これまでの住民税非課税世帯に加えて、住民税均等割のみ課税世帯が追加されております。

まず、住民税が非課税、こちらは均等割、所得割が両方ともかからない人につきましては、こちらの①から④までのいずれかに該当する場合は非課税扱いとなります。

次に、住民税が均等割のみ課税される、所得割がかからない人は、こちらの①か②のいずれかに該当する場合は均等割のみ課税世帯という形になります。

一番下段の非課税基準一覧表でございますが、こちらは所得金額の基準額となっております。左側の欄が非課税扱いになる所得金額、右側が均等割のみ課税となる所得金額となっております。

こちらの所得金額を踏まえまして、収入額の目安をお示ししたものが次の2ページ目になります。

2ページ目が世帯類型別の収入の目安でございますが、給与収入の場合で夫婦、子1人の世帯ですと168万円程度までの収入の方が非課税、221万円程度までの方が均等割のみ課税となります。以下、同様に、年金収入の場合で高齢夫婦の方ですと192万円程度までの方が非課税、222万円程度までの方が均等割のみ課税となっております。

なお、こちらは所得控除を考慮していないため、控除額等がある方は均等割のみ課税の目安の金額が上がる場合がございます。

また、新聞報道やインターネット等では東京などを事例にした金額が情報として出ておったりしますが、これは地域によって金額が異なりますので、今回お示ししております資料の金額が基山町における目安となるものでございます。こちらのほうを御参照いただければと思っております。

それでは、先ほどの事業説明書の資料6ページのほうに戻させていただきます。

こちらの予算積算としましては、令和5年度分が対象となる世帯を480世帯見込んでおりまして、10万円掛ける480世帯の4,800万円、さらに、児童加算分として5万円掛ける65人の

325万円、令和6年度分が対象となる世帯を150世帯見込んでおりまして、10万円掛ける150世帯の1,500万円、さらに、児童加算分としまして5万円掛ける25人の125万円を見込んでおりまして、給付金合計につきましては、一番下段の歳出欄の3款1項1目18節の給付金6,750万円としておるところでございます。

現状等につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を給付することにより生活資金の支援を行うものでございます。

給付方法としましては、先ほどの非課税世帯と同様に、まず、基山町から給付対象者に対しまして確認書を送付いたしまして、給付対象者において必要事項を記入の上、御返送いただき、内容を審査後に給付対象者の希望する口座へ給付金の振込を行う流れとなっております。

今後のスケジュールにつきましても、先ほどの非課税世帯と同様に、国から示される内容を待ちまして、確認でき次第、今月中には確認書を送付して、来月から順に振込ができればと考えておるところでございます。

総事業費は事務費等も含みまして6,783万6,000円、財源としましては、全額国費となります14款2項8目1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6,783万6,000円、歳出としましては、事務費等のほか、3款1項1目18節、低所得者支援給付金6,750万円を含めまして、歳出合計6,783万6,000円を計上いたしております。

6ページ目の詳細説明については以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

続けて、古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

続きまして、定額減税補足給付金事業について詳細説明をいたします。

議案資料7ページをお願いいたします。

この給付金の対象者は、定額減税をし切れないと見込まれる個人でございます。

事業計画・内容の概要としましては、納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税額が当該者の所得税額、または個人住民税額を上回る者に対して不足額を給付するものでございます。

また、その給付額は1万円単位に切り上げて給付することとなっております。

今後のスケジュール等でございますが、この補足給付金は令和6年2月、来月から始まります確定申告などによって令和5年中の所得が確定し、その後、6月に住民税の課税を行います。その住民税の課税資料を基に給付対象者及び不足給付額を算定いたしますので、給付につきましては令和6年度中、できる限り早期に開始したいと考えておりますが、先ほども申しましたように、令和6年中の所得が確定するのが令和7年3月ぐらいになりますので、令和6年度いっぱいにかけての給付になると考えております。

総事業費は事務費等も含めまして7,776万1,000円、歳入の財源といたしましては全額国費となり、14款2項8目1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。歳出といたしましては、事務費等のほか、3款1項1目18節、定額減税補足給付金に7,000万円計上いたしております。それも含めて、事務費等も合計しまして、歳出合計7,776万1,000円を計上いたしております。

7ページの詳細事業説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時10分まで休憩します。

～午前10時01分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第1号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。1ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正（歳入）。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、（歳出）について。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

事項別明細書については、補正予算関係資料の5ページ、6ページ、7ページという形で入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

補正予算関係資料の5ページをお開きください。

物価高騰対応重点支援給付金事業について質疑のある方は挙手をお願いいたします。末次議員。

○9番（末次 明君）

歳入歳出全般について松田町長にお伺いいたします。

物価高騰に対応するための国からの補助金ですけれども、今後も物価が上がる可能性がありますし、町民一人一人の収入が今以上に大きく上がることも期待できません。このような施策は町としては単に国の指示どおりに動けばいいんでしょうし、その範囲の人に、あるいはその範囲の世帯の人に給付すればよいわけですけれども、ただ、それだけだと基山町の存在意義とか、わざわざここで臨時会を開くだけでは味気ない、通り一遍になってしまいますので、町長に伺うわけですけれども、新型コロナウイルス感染症が広まって以降、限りなく続く地方創生臨時交付金というものをどう捉えてそれぞれの該当者に給付してきたか、あるいは今回も含めて、これからどのような思いで対応したいと考えていますか。私としては、丁寧に確実に早く、給付を受けない町民も含めて、全町民の納得を得る形で取り組んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、臨時交付金は二通りあって、国がまず決めた、これをやってくださいみたいな話、1人10万円がその一番最初だったと思いますけれども。あと、町のほうで、これは議会の皆様にもアイデアを提供していただいたり、意見をいただいたりして、町が自由に考えてやるものと2種類ございましたので、まず、前者については、できるだけ早く正確に行うということに力を入れてきたつもりでございます。それから、後者につきましては、住民の皆さんの御意見や、それから、議員の皆さんの意見とか、もちろん各役場の中での意見とかも反映させながら、基山町独自のものを展開してきたのではないかなというふうに思っているところでございます。特に、今週の金曜日に終わってしまいます、券をまだ使っていらっしゃら

ない方は注意していただきたいんですけど、たしか金曜日まででよかったっけね。（「土曜日」と呼ぶ者あり）土曜日までやった。日曜日じゃないので、注意していただきたいのは、私は1日前とずっと覚えていたので、今、金曜日と言いましたけれども、土曜日までに、あの券なんかも3種類に分けて工夫して、基山町独自で工夫をして3種類に分けて好評を得ているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

これがここまでなんですけど、今後なんですけれども、基本、臨交金はあまり正直期待できないというふうに思っております。政治的な動きの中で、ゼロとはいいませんが、あまり期待できない。期待できても、そんな大きな全般的なものはできないというふうに思いますので、基本、臨交金なしでどう対応していくかというのがポイントになっていくというふうに考えているところでございます。

最近ずっと言っていますが、明るいまちというのは、まさにそれをにらんだものでございまして、例えば、今までに既にやったこととしては、料金の見直しのときに体育館の冷房代、今でも高過ぎるので、どうにかしなきゃいけないかなとは思っていますが、本来であれば値上げしなければいけない計算になっていたんですが、そこは値上げをしないということでやっております。それ以外についても、様々な細かいところで少しでも町民の方々の負担が軽減されるように、また、負担だけではなく、未来について明るい気持ちになっていただけるような、そういう取組が必要ではないかというふうに思っておりますので、今後ともそういう考え方の下で、少しでも負担が軽減して、しかも、明るい未来を町民の皆さん方に持っていただけるような、そういう施策を予算を上手に捻出していきながらやっていくということが必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

そうしているうちに、例えば、株価も今少し回復——逆に、回復し過ぎているので、ちょっとバブルっぽくなっていますが、もしそういった動きが出てくれば、また国全体がよくなっていくという時期も来ると思いますので、その辺もしっかり見定めていながら町政運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

続けて、末次議員。

○9番（末次 明君）

あと、これも町長にお伺いしたいんですけども、高齢者は別なんですけれども、単に低所得者が対象となる給付金が非常に数多くあるわけなんですけども、私としましては、町内に低

所得者が多いことは望んでいないわけですよ。そうすると、子育て世帯が基山町に住んで、高収入が得られるというか、納税ができるぐらいの高い収入を得られる環境づくりや、低所得者を減らすにはどうしたらいいかという考えは日頃からお持ちで、こういう臨交金の使い方も考えてあるんでしょうか。私は低所得者を減らすということも非常に大きな目標にしていいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

所得に関しては、やはり就業及び創業というのが大事ではないかと思っておりますので、そういう就業のマッチングというのはすごく力を入れているところでございます。特に、基山っ子みらい館であったり図書館に行ってくださいと、そういう就業情報、特に、基山っ子みらい館は若い女性の就業情報だけに絞った情報提供が行われていたり、そういった工夫をしております。

それから、創業に関しては、創業セミナー及びアドバイスみたいなものをずっと今継続してやっておりますので、昨日も基山町で創業したいという方とお話をさせていただきましたけれども、そういったことをきちっとやっていくことが一番大事で、2番目は、今、子どもの医療費を完全無料化していますが、やはり医療費というのは非常に心配の種でございますので、そこのところは、要するに計画どおりにいかない部分でございますので、そこを今無料化させていただいているのは、それはまた間接的ではございますけれども、そういう職業、就業や創業に全力を尽くせる環境になっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

そういった取組が功を奏しているので、今、若い人たちが基山町にたくさん入ってきていただいているということだと思いますので、今後も就業と創業について支援をしていきたいと思えます。2月二十何日だったかな、就職のマッチング会、これは高校2年生を対象にしたものを過去一番大きい規模で今準備をしておりますので、やっぱり高校生が就職でなるだけ遠くに行かなくて済むような、遠くで頑張りたい人は遠くに行ってくださいように支援しなきゃいけないし、基山町から通いたいという高校生がいれば、そういう人たちの支援も大事だということで、そういったものにも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

まず最初に、私もちょっとよく分からないのでお聞きしたいんですが、定額減税が行われると、当然、住民税減収になるのではないですか。その辺、減収になるとすれば、当然、国からその辺は補填をしていただかなければいけないというふうに思いますが、この質問が正しいのか、ちょっと分かりませんが、その辺の見通しですね、国からちゃんと住民税減税になるのが補填されるのかというのを説明ください。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

減税されることによりまして、町の収入、税収については少し減る見込みとなると思います。その分の補填につきまして、まだ国から詳細につきましては来ていないんですけれども、何かしらの形、地方特例交付金等の形でその分については補填される見込みと考えております。

○議長（重松一徳君）

定額減税の関係はまた7ページで。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次年度の問題でしょうけれども、それで、資料の5ページに関してです。

ちょっと私が混乱しているのが、12月議会で決めた同じ物価高騰給付金で、住民税の均等割が非課税の子どもに1万円給付するということに加えて、1人当たり5万円さらに給付するということですかね。ちょっと説明してください。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

今、議員がおっしゃいました18歳以下の子ども1人につき1万円、これは1つ前に臨時交付金として物価高騰対応で国から来ている分に対して町のほうで独自で行うもの、それが18歳以下の子どもに1人1万円、それに加えて、今回は国のほうが全国一律に実施をする分ということで、非課税世帯、均等割のみ課税世帯の子どもには1人につき5万円ということで、

これは別になりますので、町独自の分か、全国一律の分かということで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、確認ですけど、そうすると、18歳以下の子ども1人当たり町独自の分を含めて6万円支給すると。住民税非課税世帯。（「非課税じゃないところは1万円と」と呼ぶ者あり）ということですね。うちは関係せんと思うけど、孫たちはどうかというのがありまして。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほど末次議員のときに答弁したように、臨交金は2種類あって、国がこういうやり方をしなさいということで、うちがそれを実行するパターンと、お金をもらってそれぞれのところで考えてくださいというパターンがあったんですね。それで、順番が、もしこの5万円の先に分かっていたら、また我々の考えも少し違ったかもしれない。正直、変わったかもしれないんですが、その5万円の分がまだ全然全く根も葉もない時代にいただいたので、ここは非課税じゃなくて、全世帯の子どもに対して1人1万円というのを議会の皆さんと一緒に決めたのが12月議会の、いわゆる町独自の臨交金ということでございます。今回、その後に国からこういう形で非課税世帯の子どもに5万円ということにきているわけでございますので、順番と整理はそういうことでございますので、ぜひ御理解いただければなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

歳出の3款1項1目18節のところ全体でお尋ねしたいんですけども、議案資料に5ページ、6ページ、7ページあります。そのうちの歳出3款1項1目1節あたりの会計年度任用職員報酬とか時間外勤務手当、そこら辺のことでまずは福祉課長にお尋ねしますが、12月議会の補正でも、やはりあそこに臨交金が来ました。今、松石信男議員が1万円とか、福祉とか教育委員会とか、ああいうところにも臨交金を入れましたよね。そういうところで、福

社もあったと思います。それから、今回の事業ですね、議員資料の5ページ、6ページ、その中で、すごく会計年度任用職員の予算というか、歳出と、時間外はそれは少ないにこしたことはありませんけれども、意外と少ないなと思って。それに対して、税務課は新しい事業でもあろうと思うし、期間が来年の令和7年度まで及ぶので、それから、システム改修とかも入っていますので、時間外勤務手当と会計年度任用職員報酬が多いのも分からないことありませんが、そういう意味では、福祉課は12月の補正の分と今回の分がすごく多いのではないかと思います。

そこで、この状況で2月から3月までに対応できるものか、ちょっとそこが心配しますけれども、課長の対応としてはどのようなお考えなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今、大久保議員おっしゃいましたように、12月議会でも臨交金で会計年度任用職員報酬の予算を組ませていただいております。国のほうから事務レベルであまり話が下りずにぽんぽんと決まってくる流れがここ数年続いておりまして、現在のところは同時進行でやらざるを得ない形になっております。今現在ですと7万円の給付事務を行っております、その辺の問合せ対応も行っております。それに加えて、今回、子どもの5万円、来年に向けてはまた所得割等の分も出てまいりますけれども、今の会計年度任用職員と正規職員のほうで業務分担しながら、一番はミスがないように正確な給付というのを心がけております。

だからといって、業務は本当に膨大にはなっておりますけれども、何でもかんでも会計年度任用職員に任せるといってもまいりませんので、きちんと正規職員のほうでチェックを行うべきところがございますので、やみくもに予算を組んで、会計年度任用職員が、今お一人来ていただいております。今回、予算を組ませていただいておりますのは、来年度ですね、また令和6年度の新規対象者への事務として大体3か月程度、対象者が分かれば書類のほうを送って、その当初の期間が業務は物すごく増えるんですけれども、一定期間を過ぎますと、あとはぼつぼつという申請にはなっておりますので、序盤の3か月ぐらいを会計年度任用職員を使って事務を行わせていきたいと思っておりますのでございます。なので、今回については来年度の令和6年度分として上げさせていただいておりますし、今年度発生する事務につきましては、前回の12月補正で予算いただきました会計年度任用職員のほうで対応をし

ていきたいと思っております。

正規職員の時間外につきましても、なかなか業務量の見込みを立てるのは難しいところではございましたけれども、ミスなく、まずは正確な事務というところを心がけております。日中は電話対応と接客対応とをしながらの事務になりますので、あれもしながら、これもしながらだとミスにつながりやすい、リスクが大きいというところで、時間外の時間を使って、そういう電話対応とか接客がないところでチェック体制を整えて事務をしているという事務の流れをつくっておりますので、その辺に必要な時間数ということで予算のほうは計上させていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

いずれの議案資料の中でも、5ページ、6ページ、7ページ、全て計画的には2年間ということであると思えますけど、そういう中で、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

見解というのは、職員の健康管理であったり、仕事のバランスであったりということでしょうかね。恐らく今回で福祉課の業務も一段落じゃないかなと思っておりますので、ここは踏ん張っていただくしかないかなとは思っております。ただ、課長自らも風邪で具合が悪そうなので、そこら辺のところは、私もたまに1階を見に行きますけれども、その頻度を増やしていきながら、もし予算面で対応できることがあればまた考えていかなければいけないと思えますが、いずれにしましても、今の時期、ちょうど年度末なので、大体どこの課も忙しい時期なので、その中で、一番まずいのは、間違ったり、遅れたりすることがないように、しかも、体調管理もやらなきゃいけないので、大変だとは思いますが、そこが脱線しないように、きちんとこちらのほうでもちゃんと管理させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

ちょっと確認です。先ほど亀山課長が、例えば、所得が改善されたらという表現をちょっとと言われましたですね。大体税が確定するのは、前年度の歴年ですから、令和7年度の3月、1年働いて収入がとか、また所得が上がるとか、その辺りを説明していただいでよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

重複のところでも少し触れさせていただきました所得状況が改善した場合というところで、昨年、非課税で、今年課税というケースは、実は住民税では特に起こらないと思っております。住民税は前年の所得を基に、次の年、課税がされますので、昨年の所得がなかった方が今年どれだけ働いても、住民税というのとはかからない仕組みになっておりますので、住民税に関しては所得状況が改善したから急に納税になるということはないと想定しておりますけれども、所得税はその年に課税されますので——課税というか、源泉徴収というような形で給与から天引きされるケースがありますので、所得税に限ってはそのケースがあるというふうに考えております。

ただ、4万円を3万円と1万円というふうに国のほうは分けて減税の仕組みを制度設計してありますけど、ここを分けて考えていかどうかというのが現在のところまで示されておられませんので、一応そのようなケースも想定されるということで、ひょっとしたら所得税の3万円だけで定額減税を行っていいというふうに私は今解釈をしているんですけども、あくまで4万円というのが1つのセットで、分けてはいけませんよというふうに通知が来るかもしれませんが、所得が改善するケースというのは所得税に限って、国税に限っての話というふうに理解をしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ、次に行きますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、資料の6ページ、低所得者支援給付金事業について質疑のある議員の方は挙手をお願いいたします。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと確認ですけれども、いわゆる物価高騰に対する支給の件で、現在、住民税非課税世帯には10万円給付していると。今度は住民税非課税じゃなくて、均等割だけ納めていただいているという世帯に対しても10万円しますよと、かつ、子ども1人当たり5万円と。

それと、基山町では令和5年度に対象となる世帯は480世帯で、令和6年度は150世帯ぐらいになるだろうというふうに解釈していいんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今、松石信男議員おっしゃったとおりの解釈で結構でございます。

令和6年度の見込みで今現在150世帯で計上させていただいておりますが、これは単純に150世帯ずつ毎年毎年どんどん増えていくという数字ではなくて、やはり所得条件が毎年毎年入れ替わりがございます。去年までは所得が低かったけれども、次の年度は少し所得が上がって、この均等割のみ対象ではなくなったりする場合もございますし、逆に、少し所得があった方が仕事が変わったりしたとかで均等割のみ世帯に該当してきたりという人の移動は出てまいりますので、あくまで令和6年度は令和5年度に受け取られていない方全員が対象になりますので、入れ替わりも含めたところで150世帯を見込んでおりまして、大筋の解釈は先ほど議員おっしゃった形の理解でよろしいかと思えます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、7ページに行きます。

定額減税補足給付金事業について質疑のある議員の方は挙手をお願いいたします。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

基本的な質問をして申し訳ないんですが、まず、基幹系情報システム改修業務委託料が入っておりますけれども、この内容、どういったものを改修していくか。今回の対象者とか

金額を決めていく中で、システムの中に入れなきゃいけないものとか、そういったものがあると思うんですけれども、そこら辺を少し説明いただいてもいいですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

基幹系情報システム改修業務なんですけれども、個人住民税に関しましては今度の6月に賦課する時点で1万円を引いて通知するような制度設計になっておりますので、対象者において1万円引いたところで計算するようなシステム改修だとか、そのほか、今現在、所得税を幾ら払っているかというのを基山町はデータを持っておりませんので、国税のほうからもらったデータを組み込んでどうにかして算出するんですけれども、そういったところの算出するに当たり、システム改修が必要なんではないかというところで業者のほうと話しまして、上限額、これぐらいあれば足りるだろうというところで予算の計上をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

あともう一点ですけれども、これはほかの事業でも当てはまることだったんですが、基本的なところでまた質問します。

人件費が入っていますが、会計年度任用職員報酬とか時間外勤務手当の分が金額として上がっております。これは事業費の大きさによって決まってくるのか、もしくは時間外の想定時間を入れて計算して出てきている数字なのか。これはいろんな事業で当然人件費が入ってきますので、こういった形でこの人件費を算定しているのか、説明願ってよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この人件費に関しましては、その事業を行う期間ですね、大体何か月とかを想定しまして、その間、大体何日ぐらい、何時間ぐらい来てもらうとか、そういったのを想定しまして、その掛ける何人分とかで算出をしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

福祉課分の会計年度任用職員につきましては、5ページ目のほうに予算を上げさせていただいておりますが、6ページのほうでは計上しておりません。こちらは同時進行で業務を行いますので、片方だけ上げておるんですけれども、今、税務課長が答えたのと同じ形で、業務期間ですね、必要な期間を大体3か月見込んでおりますので、今回は3か月分のお一人ということで見込ませていただいております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

そうしますと、国費で100%で下りてくる臨交金ですけれども、こういったものの中に人件費が含まれた総額になっていますよね。ですれば、要するに見込額というか、そういった金額にも国は結構シビアになるのかなと思うんですけれども、そういったことも十分説明に耐え得るような金額になっているということで理解してよろしいですかね。

それを含めて、もう3回目になりますので、今回の認定される対象者は、自分が本当に今度もらえるんじゃないかなと思っても、計算できない部分だと思うんですよね。税金の部分についても計算できない。すると、当然分からない人は窓口で質問してくると思うんですけれども、自分はもらえないんだろうとか、そういったものがあるかと思うんですが、それに十分耐え得るような説明できる体制も取られているかどうか、その点についてお願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今回、御自身が対象になるかどうかというのが、全て税の課税情報を使ったものが根拠となりますので、会計年度任用職員とかはなかなか詳しくなかったりして、そこまで答えるのがなかなか難しいのかなという感じでございますので、そういった質問に対しましては、正規職員のほうで答える予定にはしておりますので、時間中であれば誰かが答えて、その業務が残っていれば時間外をするような形になるかと思っておりますけれども、職員のほうでできる限り対応していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

福祉課の分で申しますと、今回、均等割のみ世帯の方が新たに出てきておりました、早速、新聞報道とテレビで出た瞬間から数件問合せが始まっておりまして、ここ最近も増えてきております。なかなか難しいところがありますけれども、今のところ電話対応なり窓口に来られて、対応は正規職員のほうでしております。会計年度任用職員ですとなかなか説明が難しい部分がございますので、正規職員で説明していたところでは御理解いただいております。今後とも御不明な点があれば遠慮なく役場のほうにお問合せくださいということで、もらい忘れがないようにしていきたいと思っておりますので、気になる方は御連絡いただければと思っております。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

すみません、追加ですけれども、個人の税情報、個人情報になりますので、電話での詳しいお答えができないようになっておりますので、来庁して本人確認してからお答えするような形になりますので、電話での対応は大体ざっくりとした説明、自分に来ている税の通知を見てくださいとか、ここの数字を見てくださいとか、そういった形でしか回答ができないようになっておりますので、そこだけは追加で御説明いたします。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、確認です。では、町民の方は、対象者の方に確認書が送付されるということなので、確認書が届いた方はその対象者になっているというふうにまずは考えてよろしいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

対象者の方には通知を送る予定にしておりますので、まずはその方が対象になるということで、最初に対象者と分かる方、それからまた、来年度の3月ぐらいに税が確定した時点で対象になると分かる方とかいますので、段階的に何度か通知を出すことになるとは思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

すみません、1つだけお聞きします。

不足額を給付ということでございます。先ほどの御説明の中に、1万円単位で、切上げで間違いないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

1万円単位に切り上げて給付することになっております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ということは、先ほどの御説明で4万円をベースに、例えば、2万1,000円の方と2万9,000円の方、3万円になりますよね。これって不公平感というのは、税金のことですから公表するような性質のものではないんですけど、不公平感みたいなのは、これは国が決めたことだからしょうがないということですかね。お願いします。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

制度についてこちらのほうから回答させていただきます。

今、議員がおっしゃいましたような疑問については全国の自治体から国のほうに寄せられておりまして、Q&Aが示されております。不公平感よりも、国のほうは自治体の事務の軽減のほうを優先したいということで、いわゆる1万円を切り上げて多く返しておくことで、

足りなかったという事務を軽減させるということに主眼を置いているようです。

今おっしゃいましたように、個人間では確かにボーダーのところにはいらっしゃる方が多くもらえた方が出てくるということで不公平感があるのは否定できないんですけども、今回は、いわゆる推定所得金額ということで所得税分を算定していきますので、1万円ぐらいの幅を持たせることで、その枠に収まることで、できるだけ正確な減税し切れなかった分の給付を行うという説明が来ております。少々ざくつとし過ぎかなというふうに最初は受けたんですけども、1万円という幅を持たせることで定額減税のもらえなかった方に対して支弁をしていくんだということでアンサーとして来ているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、初歩的なことで。これは全体に関わってくると思うんですが、基山町にも海外からの就労者の方もいらっしゃいますし、全国的にも今は海外の方のお力を借りて日本は回っているというふうに思っているんですが、これは確定申告をすれば海外の方でももちろんこの対象になると思うんですが、そのところで、確定申告をして帰国をしてしまった場合はどういうふうになるんですかね。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

確定申告後に国のほうに帰られた方とかに関しましては、恐らくこれは申請をしてもらって口座とかを聞いて振り込む形になりますので、その申請が出ないことには、うちとしてもどうしても給付はできませんので、数か月後とかにまた戻ってこられるのであれば連絡が取れてできるんですけども、連絡が取れないということになると、その辺の対応のほうは近隣の自治体とかに聞いてみたりとかして考えたいと思いますが、給付するのはなかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

海外の方は同じところに戻ってくるとは限らないというふうに伺いました。だから、年内

に確定申告をして一回帰国したと。それで、帰国をしたが、また日本に戻ってきちゃったと。それで、ほかの自治体に行っちゃったという場合もあるとは聞いているんですけど、そういったところというのは、追跡とかしてでも、やはり交付されるのかな、どうなのかなというふうに思ったりして、そこら辺とかはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

その辺は国にお尋ねしたり、近隣の自治体にお尋ねしたりして、同じような対応をしないとまずいかと思いますので、その辺に関しましては、また今後検討していくことになるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

福祉課等々にはちゃんと、要するに低所得者の数字、世帯数が今までの事例からして分かっていますが、今回は初めてという国の事業ではありますけれども、概略、申し訳ないけど、この7,000万円という数字、どういうところから算定されたのか。確定申告者数なのか、4万円を基準にしたのか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この給付金の7,000万円の根拠というか、どういったところから積算したのかということなんですけれども、こちらは定額減税し切れない方に対しての給付になりますので、基本は皆さん定額減税ということで、住民税に関しましてはそれぞれ賦課の時点で1万円引きますし、所得税に関しましてはそれぞれ給与を支払っている会社とか、年金とかのほうから引くのが基本となっております。それで引けない方という形になりますので、何人が対象になるかとか、金額がどれぐらいかというのが全く見込めなかったわけでございますけれども、この7,000万円というのは、国が交付金の交付額を算定する際に、それぞれ給付額を大体見込んでおります。その数字を使ったのが7,000万円ということになっております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

ということは、こちらから出した数字よりも、向こうの国からの事業の配付によってその数字を上げた。だから、ちょっと申し訳ないけど、多めに来ているのかもしれないし、万が一不足したときは再度国のほうに申請できるんですか、臨交金というのは。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

今回、既に交付限度額として1億3,199万3,000円と、この内示と言われるものですがけれども、示されておりまして、これは市町村の固定資産税とかの報告書、概要調書といたしますけど、そういった町から出す国への報告書を基に算定をされているもので、おおよそ必要額の8割ぐらいでまず第1回目の配分をしているというような情報でございます。ということは、当然、全ての方が申請されたり、全ての方に給付すると足りないということになりますので、ここはこれまでも同様に、国の一律給付の場合は途中で実績報告等の確認がなされますので、その時点で足りない場合は申請を随時して行って、追加で給付をするというような事務手続になります。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、ないようですので、議案第1号に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第1号は可決されました。

以上をもちまして令和6年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時53分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重 松 一 徳

基山町議会議員 水 田 志 保

基山町議会議員 中牟田 文 明